

広陵町自治基本条例項目別論点と事例（総則ブロック）

アミカケ部分は、第7回審議会で各部会にてご審議いただく部分です。

総則・町民・議会首長 検討ブロック		住民自治・参画と協働 検討ブロック		団体自治・行政経営 検討ブロック	
中川部会長（審議会会長）		清水部会長（審議会副会長）		事務局→全体会	
大項目	小項目	大項目	小項目	大項目	小項目
前文					
総則	目的	情報	情報公開・共有	行政経営	町政運営の原則
	定義		個人情報保護		総合計画
	基本理念		住民自治のあり方・定義		行政組織
	基本原則		住民自治の原則		財政運営
条例	位置づけ(最高規範)、体系化	住民自治	地域自治組織		法務政策
	見直し		基礎的コミュニティ		法令遵守、公益通報
	運用、第三者機関		参加、参画の権利		(情報公開・共有)
町民	町民の権利と役割、責務	参加・参画と協働	参加、参画と協働の制度		(個人情報保護)
	子どもの権利		参画と協働のまちづくり		説明責任、応答責任
	事業者の役割と責務		計画等への参画		広報・広聴、パブリックコメント
	町民投票		審議機関への参画	行政手続	
議会	議会の役割、責務		まちづくり活動への支援	行政評価	外部監査
	議員の役割、責務、倫理		市民公益活動（NPO）	危機管理	
町長	町長の役割、責務、倫理			連携	国県自治体間連携
町職員	町職員の責務、地域参加				広域連携
参加・参画と協働	生涯学習				
文化のまちづくり	文化振興、文化権、多文化共生				
	地域資源を活かしたまちづくり				

項目	論点	
◆生涯学習	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>まちづくりの基盤としての生涯学習という位置づけ</u>（「<u>学習なくしてまちづくりなし</u>」） ● 町民が学習する権利を有するという側面と、町が町民の学習を保障するという側面 	<ul style="list-style-type: none"> ● まちづくりは学習から始まる。 学習→自ら考える→行動 ● 個人の自己決定能力と集団の自己決定能力の確立 ● 自治事務としての「生涯学習」施策、<u>個別条例への委任</u> ● 町民による政策立案に関する調査研究の支援等に踏み込むか。
	他自治体の条文例	
	<p>【朝来市】 第〇条 市民は、自らが生涯を通じてさまざまな学習を重ね、豊かな人間性を育むよう努めるものとする。 2 市長等は、市民のまちづくりに関する学習の機会を確保し、まちづくり活動への参加が促進されるよう努めなければならない。</p> <p>【吉野町】 第〇条 町民は、豊かな人間性を育むとともに、町政やまちづくりに参画するための知識や考え方を学ぶため、生涯にわたって学習する権利を持っています。 2 町及び町民は、町民の多様な学習の機会を提供するとともに、まちづくり活動への参加、参画を促すよう努めなければなりません。</p> <p>【西脇市】 第〇条 市は、参画と協働による市政を推進するため、情報及び学習の機会を提供するとともに、必要な制度及び施策を講ずるものとします。</p> <p>【三郷市】 第〇条 執行機関は、市民等が参加し、十分な効果をあげられるよう、市民等が市政や地域社会の課題について学習し、及び調査研究するための支援に努めるものとする。</p> <p>【佐用町】 第〇条 町民等は、自ら生涯を通じてさまざまな学習を重ね、豊かな人間性を育むよう努めるものとする。 2 町長等は、町民等のまちづくりに繋がる学習の機会を提供し、まちづくり活動への参加を促すよう努めなければならない。</p> <p>【九重町】(学ぶ権利) 第〇条 住民は、まちづくりに関し、自ら考え行動するために、学習する権利を有する。 2 住民は、まちづくり活動について、必要な情報の提供を受け、自ら取得する権利を有する。</p> <p>【甲良町】(地域学習の推進) 第〇条 町は、町民に地域学習の機会を確保することによって、町民の自律的なまちづくりを支援し、その社会参加の促進に努めなければならない。</p> <p>※市民(町民)の権利の中に、「市民は、生涯にわたり学ぶ権利を有します。」(花巻市)という書き方もある。</p>	

項目	論点
	<ul style="list-style-type: none"> ● 文化権（学習、享受、創造・制作、発表、文化的存在＝多文化共生等）の保障 ● 文化の主体は町民、文化活動（創造、享受、政策等）の自立性、自由確保 ● 「市民（町民）文化」と「都市文化」の関係（文化芸術の享受、創造、参加、マネジメント VS 景観、街並み、観光、産業） ● 文化の対象 ⇒ 文化・芸術、市民文化、まちづくり、観光、産業。文化と教育、福祉、医療等との連携 ● 高齢者、障害者、青少年の文化芸術活動への配慮 ● 歴史、伝統文化への配慮 <ul style="list-style-type: none"> ◆ 自治基本条例に「文化」あるいは「文化振興」条項を単独で入れた自治体はほとんどない。⇒ <u>文化振興条例を持つ自治体は多い。</u> ・都道府県 33 ・政令指定都市 7 ・中核市 19 ・市町村 92 奈良県内では下市町も（2018.10.1 現在 文化庁調べ） 観光、世界遺産等を扱う条例例はある。 ◆ 自治基本条例に書き込むなら、<u>理念と原則か。それ以外は文化振興条例等に委任か（棲み分け）。</u> ◆ 文化財保護に関しては「<u>広陵町文化財保護条例</u>」等に委任 ◆ <u>文化芸術基本法</u>（2001年、2017年改）、<u>劇場、音楽堂等の活性化に関する法律</u>（2012年）、<u>障害者による文化芸術活動の推進に関する法律</u>（2018年）を参照することが必要
<p>◆文化、文化振興、文化のまちづくり</p>	<p style="text-align: center;">他自治体の条例例</p> <p>【富士河口湖町】（国際観光地を意識したまちづくり） 第〇条 町民及び町は、世界遺産を目指すまちとして、豊かな自然環境の保全に努めるとともに、国際観光地であることを認識し、おもてなしの心にあふれるまちづくりに努めます。</p> <p>【吉野町】（世界遺産等を活かしたまちづくり） 第〇条 町民及び町は、私たちの誇りとする世界遺産等を有するまちとして、豊かな自然環境並びに歴史資源の保全と継承に努めるとともに、国際的な注目を集めていることに鑑み、国際観光地として、おもてなしの心あふれるまちづくりに努めます。</p> <p>【益子町】（文化） 第〇条 私たちは、文化財の重要性を認識し保護に努め、培われてきた伝統文化を継承するよう努めなければならない。 2 私たちは、文化活動の担い手として、又は支援者として関わることにより、芸術文化の振興に努めなければならない。</p> <p>【黒松内町】（景観の保全及び育成） 第〇条 町民と町は、先人が守り育ててきた美しい景観を次の世代に引く継ぐため、「自然景観」、「農村景観」及び「市街地景観」が一体となるよう、町の施設周辺ばかりでなく個人の家や周辺など、まちのすべてのものが景観を構成する重要な要因であり、公共性を帯びることを認識し、形状や色彩等に注意を払い、周辺の景観を阻害することのないよう、まち全体の財産として訪れる人へも潤いを与え</p>

られるよう、守り、育てるよう努めます。

【亀山市】（歴史尊重及び文化振興の原則）

第〇条 まちづくりに当たっては、歴史の尊重及び文化の振興に努めなければならない。

【由布市】 第9章 環境・景観の保全・形成（環境・景観の保全・形成）

第〇条 市及び議会は、市民等の共有の財産として、市民等が健康で文化的な生活を営むことのできる環境並びに豊かな自然及び良好なまち並び景観の保全並びに形成に必要な施策を計画的に推進しなければならない。

2 市民等と事業者及び交流者は、関係する法令及び条例等を守り、由布市の優れた環境や景観の保全と継承に努めるとともに、市が実施する施策に積極的に協力するものとする。

【邑南町】 第6章 伝統・文化・暮らしの伝承と環境保全（伝統・地域文化・暮らしの継承）

第〇条 町民は、培われてきた伝統的文化や暮らしを大切にするとともに、将来にわたり引き継ぐよう努めるものとする。

【軽井沢町】（この条例の改正等）

第〇条 町は、軽井沢町の貴重な財産である歴史及び文化を維持し、誰もが住みよいまちづくりを推進するため、社会情勢の変化、法律の改正等にあわせ、この条例の改正等を行うものとする。

参考 他自治体の文化振興条例の条文例

【小金井市】2007.4 (基本理念)

第〇条 市、市民及び団体等は、市民等の主体的な芸術文化活動を推進し、年齢、性別、障害の有無、国籍及び民族を問わず、市民一人一人が芸術文化の根付く心豊かな生活を営むことができる地域社会を実現することを目的として、市民等が芸術文化活動を行うことができるための環境整備を図るものとする。

2 市、市民及び団体等は、市民が心豊かな生活及び人間らしい生き方を求めて、芸術文化活動を行うことは市民の権利であると捉え、これを十分に尊重するものとする。

3 市は、芸術文化振興施策の実施に当たっては、芸術文化活動を行うものの自主性及び創造性を十分に尊重し、芸術文化の内容に対しては介入又は干渉することのないように十分に留意するものとする。

【宝塚市】2013.9 (基本理念)

第〇条 文化芸術の振興に当たっては、市民が持つ自主性及び創造性並びに文化芸術が持つ多様性が尊重されなければならない。

2 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術活動が市民の権利であることに鑑み、市民が文化芸術活動を等しく行うことができるよう配慮されなければならない。

3 文化芸術の振興に当たっては、これまで育まれてきた文化芸術を市民の共通の財産として受け継ぎ、発展させるとともに、新しい文化芸術が創造されるよう配慮されなければならない。

4 文化芸術の振興に当たっては、将来の世代も含む長期的な視点に立って行われるよう配慮されなければならない。

5 文化芸術の振興に当たっては、市民及び市がそれぞれの役割に応じて取り組むとともに、相互に連携し、及び協働して行わなければならない。

【枚方市】2014.4 (基本理念)

第〇条 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることに鑑み、誰もが等しく文化芸術に親しむことができるような環境の整備を図るものとする。

2 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術活動(文化芸術を鑑賞し、これに参加し、これを創造し、及びこれを発信することをいう。以下同じ。)を行うものの主体性及び創造性を尊重し、並びにその価値観の違いを理解し、及び尊重するものとする。

3 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術の先駆性、革新性及び多様性を理解し、及び尊重するものとする。

4 文化芸術の振興に当たっては、枚方で培われてきた文化芸術を市民の財産として継承するとともに、新たな特色ある文化芸術の創造が促されるよう配慮するものとする。

5 文化芸術の振興に当たっては、市民、芸術家、事業者、大学、団体等及び市が相互に連携することにより文化芸術活動が行われるよう配慮するものとする。

6 文化芸術の振興に当たっては、市民の意見が反映されるよう配慮するものとする。

◆参考1 他自治体 文化振興 条例 (基本理念 を中心に)

【堺市】2015.4 （基本理念）

第〇条文化芸術の振興に当たっては、文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることに鑑み、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- (1)文化芸術活動を行う者の自主性及び創造性が十分尊重されるとともに、その能力が十分に発揮されるよう配慮すること。
- (2)多様な文化芸術が、創造され、及び発展するよう配慮すること。
- (3)堺の文化芸術が古くから現代に至るまで継承されてきたことを深く認識し、これを保存し、及び未来へ継承すること。

【舞鶴市】2017.10 （基本理念）

第〇条 文化の振興に当たっては、文化活動の主体である市民一人一人の自主性及び創造性が尊重されなければならない。

- 2 文化の振興に当たっては、文化を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることに鑑み、市民が等しく文化活動を行うことができるような環境の整備が図られなければならない。
- 3 文化の振興に当たっては、多様な文化の共生が図られるよう配慮されなければならない。

【豊中市】2018.9 （基本理念）

第〇条 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術活動を行う者の自主性及び創造性が十分に尊重されなければならない。

- 2 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることにかんがみ、市民が等しく、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備が図られなければならない。
- 3 文化芸術の振興に当たっては、市民、芸術家等(芸術家、文化芸術活動の企画等を行う者その他の文化芸術を担う者をいう。以下同じ。)、事業者、大学その他の教育機関及び市との間における様々な協働により、文化芸術を担う人材を育て、国内外に発信することができる魅力ある新しい豊中の文化芸術の創造が行われるよう配慮されなければならない。
- 4 文化芸術の振興に当たっては、過去から培われてきた豊中の文化芸術を市民の財産として継承し、これが発展されるよう配慮されなければならない。
- 5 文化芸術の振興に当たっては、一人ひとりの多様な文化芸術及び価値観を理解し、尊重することにより、互いの文化芸術の発展が図られるよう配慮されなければならない。

○文化芸術基本法 (2001年、2017年改正)

【前文 抄】

文化芸術を創造し、享受し、文化的な環境の中で生きる喜びを見出すことは、人々の変わらない願いである。また、文化芸術は、人々の創造性をはぐくみ、その表現力を高めるとともに、人々の心のつながりや相互に理解し尊重し合う土壌を提供し、多様性を受け入れることができる心豊かな社会を形成するものであり、世界の平和に寄与するものである。更に、文化芸術は、それ自体が固有の意義と価値を有するとともに、それぞれの国やそれぞれの時代における国民共通のよりどころとして重要な意味を持ち、国際化が進展する中であって、自己認識の基点となり、文化的な伝統を尊重する心を育てるものである。(中略)

このような事態に対処して、我が国の文化芸術の振興を図るためには、文化芸術の礎たる表現の自由の重要性を深く認識し、文化芸術活動を行う者の自主性を尊重することを旨としつつ、文化芸術を国民の身近なものとし、それを尊重し大切にしよう包括的に施策を推進していくことが不可欠である。(後略)

【基本理念】

第二条 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者の自主性が十分に尊重されなければならない。

2 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者の創造性が十分に尊重されるとともに、その地位の向上が図られ、その能力が十分に発揮されるよう考慮されなければならない。

3 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることに鑑み、国民がその年齢、障害の有無、経済的な状況又は居住する地域にかかわらず等しく、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備が図られなければならない。

4 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、我が国及び世界において文化芸術活動が活発に行われるような環境を醸成することを旨として文化芸術の発展が図られるよう考慮されなければならない。

5 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、多様な文化芸術の保護及び発展が図られなければならない。

6 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、地域の人々により主体的に文化芸術活動が行われるよう配慮するとともに、各地域の歴史、風土等を反映した特色ある文化芸術の発展が図られなければならない。

7 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、我が国の文化芸術が広く世界へ発信されるよう、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進が図られなければならない。

8 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、乳幼児、児童、生徒等に対する文化芸術に関する教育の重要性に鑑み、学校等、文化芸術活動を行う団体(以下「文化芸術団体」という。)、家庭及び地域における活動の相互の連携が図られるよう配慮されなければならない。

9 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者その他広く国民の意見が反映されるよう十分配慮されなければならない。

10 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用することが重要であることに鑑み、文化芸術の固有の意義と価値を尊重しつつ、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策と

◆参考2
国の文化
芸術関連
法

の有機的な連携が図られるよう配慮されなければならない。

第五条 国は、現在及び将来の世代にわたって人々が文化芸術を創造し、享受することができるとともに、文化芸術が将来にわたって発展するよう、国民の文化芸術に対する関心及び理解を深めるように努めなければならない。

○劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（2012年）

【前文 抄】

（前略）劇場、音楽堂等は、文化芸術を継承し、創造し、及び発信する場であり、人々が集い、人々に感動と希望をもたらし、人々の創造性を育み、人々が共に生きる絆を形成するための地域の文化拠点である。また、劇場、音楽堂等は、個人の年齢若しくは性別又は個人を取り巻く社会的状況等にかかわらず、全ての国民が、潤いと誇りを感じることでできる心豊かな生活を実現するための場として機能しなくてはならない。その意味で、劇場、音楽堂等は、常に活力ある社会を構築するための大きな役割を担っている。

さらに現代社会においては、劇場、音楽堂等は、人々の共感と参加を得ることにより「新しい広場」として、地域コミュニティの創造と再生を通じて、地域の発展を支える機能も期待されている。また、劇場、音楽堂等は、国際化が進む中では、国際文化交流の円滑化を図り、国際社会の発展に寄与する「世界への窓」にもなることが望まれる。

このように、劇場、音楽堂等は、国民の生活においていわば公共財ともいべき存在である。

これに加え、劇場、音楽堂等で創られ、伝えられてきた実演芸術は、無形の文化遺産でもあり、これを守り、育てていくとともに、このような実演芸術を創り続けていくことは、今を生きる世代の責務とも言える。（後略）

○障害者による文化芸術活動の推進に関する法律（2018年）

【目的 抄】

第一条 この法律は、文化芸術が、これを創造し、又は享受する者の障害の有無にかかわらず、人々に心の豊かさや相互理解をもたらすものであることに鑑み、文化芸術基本法及び障害者基本法の基本的な理念にのっとり、障害者による文化芸術活動の推進に関し、基本理念、基本計画の策定その他の基本となる事項を定めることにより、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって文化芸術活動を通じた障害者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図ることを目的とする。（一部略）

【基本理念】

第三条 障害者による文化芸術活動の推進は、次に掲げる事項を旨として行われなければならない。

一 文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることに鑑み、国民が障害の有無にかかわらず、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるよう、障害者による文化芸術活動を幅広く促進すること。

二 専門的な教育に基づかずに人々が本来有する創造性が発揮された文化芸術の作品が高い評価を受けており、その中心となっているものが障害者による作品であること等を踏まえ、障害者による芸術上価値が高い作品等の創造に対する支援を強化すること。

三 地域において、障害者が創造する文化芸術の作品等（以下「障害者の作品等」という。）の発表、障害者による文化芸術活動を通じた交流等を促進することにより、住民が心豊かに暮らすことのできる住みよい地域社会の実現に寄与すること。

2 障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を講ずるに当たっては、その内容に応じ、障害者による文化芸術活動を特に対象とする措置が講ぜられ、又は文化芸術の振興に関する一般的な措置の実施において障害者による文化芸術活動に対する特別の配慮がなされなければならない。

参考 国際機関等の文化芸術関連法の宣言、規約等

○世界人権宣言（仮訳文）抄録（1948年）

第一条 すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

第十八条 すべての人は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有する。この権利は、宗教又は信念を変更する自由並びに単独で又は他の者と共同して、公的に又は私的に、布教、行事、礼拝及び儀式によって宗教又は信念を表明する自由を含む。

第十九条 すべての人は、意見及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えると否とにかかわらず、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。

第二十六条

1 すべての人は、教育を受ける権利を有する。教育は、少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならず、また、高等教育は、能力に応じ、すべての者にひとしく開放されていなければならない。

2 教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。教育は、すべての国又は人種若しくは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため、国際連合の活動を促進するものでなければならない。

3 親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。

第二十七条

1 すべての人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵とにあずかる権利を有する。

2 すべての人は、その創作した科学的、文学的又は美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利を有する。

○国際人権規約 抄録（1966年） 経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（A規約）

1966年12月国際連合総会で採択、1976年に発効。

第十五条

1 この規約の締約国は、すべての者の次の権利を認める。

(a) 文化的な生活に参加する権利

(b) 科学の進歩及びその利用による利益を享受する権利

(c) 自己の科学的、文学的又は芸術的作品により生ずる精神的及び物質的利益が保護されることを享受する権利

2 この規約の締約国が1の権利の完全な実現を達成するためにとる措置には、科学及び文化の保存、発展及び普及に必要な措置を含む。

3 この規約の締約国は、科学研究及び創作活動に不可欠な自由を尊重することを約束する。

4 この規約の締約国は、科学及び文化の分野における国際的な連絡及び協力を奨励し及び発展させることによって得られる利益を認める。

◆参考3 国際機関等の文化 芸術関連法の宣言、 規約など

○大衆の文化生活への参加及び寄与を促進する勧告（仮訳）（1976年） 第19回ユネスコ総会採択 一部のみ

- (a) 文化への接近とは、特に、適当な社会経済的条件の整備を通じて、すべての個人に与えられる情報、訓練、知識及び理解を自由に獲得し並びに文化的価値及び文化財を享受するための具体的な機会をいう。
- (b) 文化的な生活への参加とは、すべての集団又は個人に対し、その人格の十分な発達、調和のとれた生活及び社会の文化的進歩のために自由に自己を表現し、伝達し、行動し及び創造的な活動に従事することを保証する具体的な機会をいう。
- (c) 伝達とは、集団又は個人の独創性及びそれぞれの相違を尊重しつつ相互理解及び平和の強化のために、対話、共同の行動、理解及び共同体意識を増進させることを目的とした情報、思想及び知識の自由な交換又は共有を希望する集団又は個人の相互の関係をいう。

いずれも外務省 HP より抜粋。